

船舶事故調査報告書

令和元年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年10月2日 19時55分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方島トウビヨウ鼻北東方沖 伊予北浦港北浦防波堤北灯台から真方位064° 1,050m付近 (概位 北緯34° 14.5′ 東経133° 06.5′)
事故の概要	貨物船幸栄丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年10月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 幸栄丸、299トン
船舶番号、船舶所有者等	132665、大内海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口及び凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 北西流約0.6ノット (kn)
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、石膏約700tを積み、伯方瀬戸を約11knの速力（対地速力、以下同じ。）で北西進中、船橋当直に当たっていた航海士が、船首方約450mに無灯火の操業漁船を確認したので左舵20°を取って避航したところ、トウビヨウ鼻に接近し、右舵10°をとったものの、同鼻北東方沖の浅所（水深約1.3m）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.50m、船尾約3.85mであった。</p> <p>船長は、伯方瀬戸を通航する際、航海士に事前に連絡するよう指示していなかった。</p> <p>航海士は、他船で船長として伯方瀬戸を幾度も通航した経験を有していたが、本船では初めてであった。</p> <p>航海士は、漁船を避ける際、減速して小さな舵角で左転すれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、伯方瀬戸を北西進中、航海士が、船首方の操業漁船を避航する際、約11knの速力を保持して大きな舵角（左舵20°）で左転したことから、トウビヨウ鼻に接近し、右舵を取ったものの、同鼻北東方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、伯方瀬戸を北西進中、航海士が、船首方の操業漁船を避航する際、約11knの速力を保持して大きな舵角（左

	舵20°)で左転したため、トウビヨウ鼻に接近し、右舵を取ったものの、同鼻北東方の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 狭水道で操業漁船等を避航する際には、沿岸との距離を考慮し、沿岸に接近し過ぎないように、減速し、小角度で転舵するなど適切な操船を行うこと。・ 船長は、狭水道において、入域前に昇橋して操船指揮を行うこと。